

もくじ

特集：我が国音楽界の現状と課題

■てい談

これからの我が国の音楽界を考える

〔東 敦子／尾高忠明／三善 晃（司会） 4〕

最近の日本オーケストラ界に思うこと	藤田由之	12
オペラ界の現状を考える	佐川吉男	14
わが国作曲界の現状と課題	武田明倫	16

■特別てい談

東京国立博物館120年の歩み

〔藤田國雄／高階秀爾／井内慶次郎〕 18

文化庁
だより

- ・地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律について 24
- ・世界遺産条約について 26
- ・文化財保護企画特別委員会の設置 27

■展覧会紹介

■特別展 日本と東洋の美	28
■特別展 かなの美	28
■特別展 正倉院展	29
■特別展 フランス近世素描展	29
■特別展 彫刻の遠心力	30
■秋期特別展示 飛鳥の工房	30

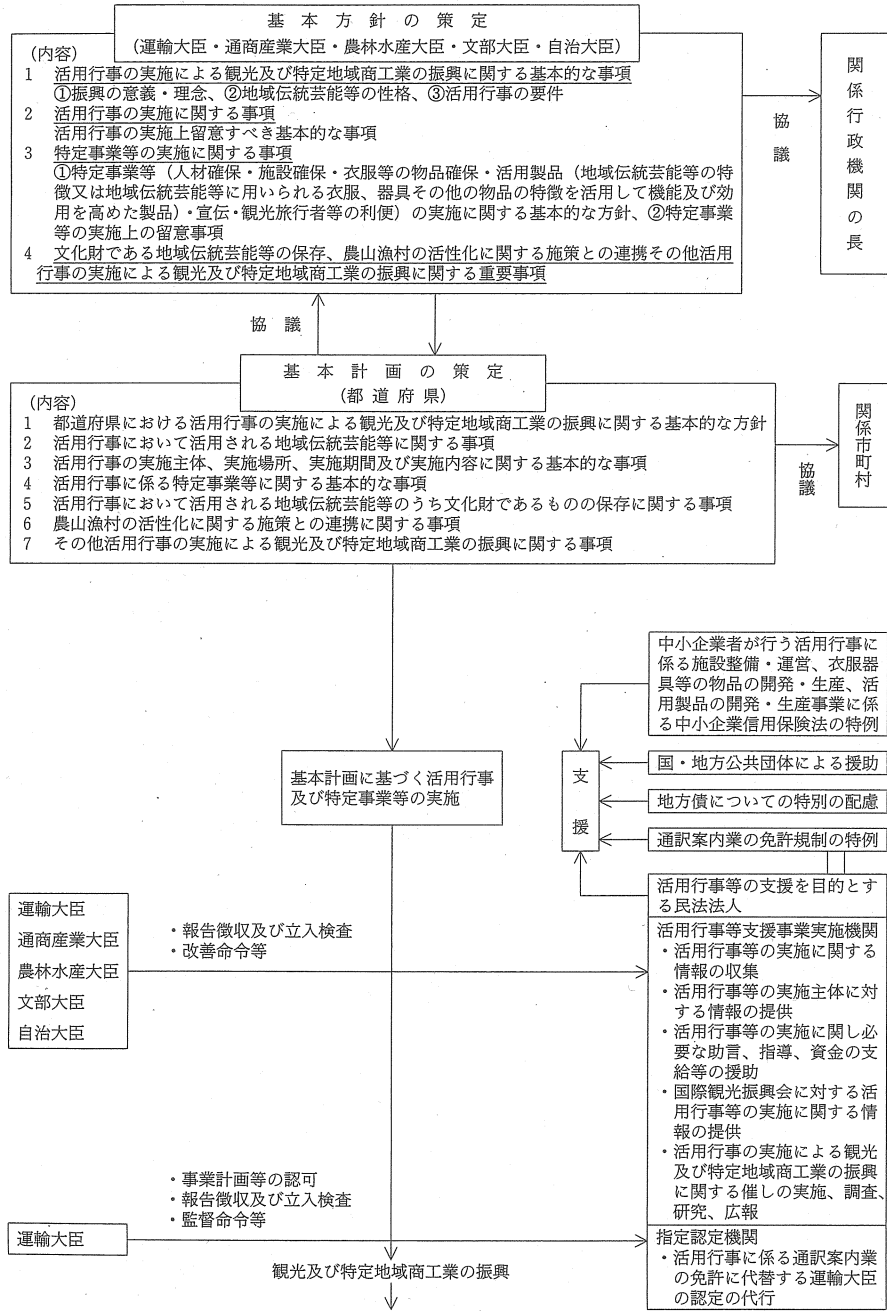
・国立劇場ニュース……………31

表紙写真

- (左)ロン＝ティボー・ガラ・コンサート
サートの小林美恵氏
(提供：music plant)
- (右)藤原歌劇団公演「ノルマ」
(提供：(財)日本オペラ振興会)
- (下)東京交響楽団演奏風景
(提供：(財)東京交響楽団)

題字デザイン※桑山弥三郎

地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律(スキーム)



ゆとりのある国民生活及び地域の固有の文化等を生かした個性豊かな地域社会の実現等

地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律について

一、成立の経緯

本法は、文部省が、運輸省、通商産業省、農林水産省及び自治省と共同で第百二十三国会に提出したもので、平成四年六月十九日に成立し、同年六月二十五日に公布された。施行は、公布から三か月以内となっており、九月二十五日に施行された。

二、本法の概要

(1) 目的

地域伝統芸能等(地域の民衆の生活の中で受け継がれ、当該地域の固有の歴史、文化等を色濃く反映した伝統的な芸能及び風俗慣習)を活用した行事の確実かつ効果的な実施を支援するた

めの措置を講ずることにより、観光及び特定地域商工業の振興を図る。

(2) 主な内容

- ア 運輸大臣、通商産業大臣、農林水産大臣、文部大臣及び自治大臣(以下「主務大臣」という。)は、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する「基本方針」を定める。
- イ 都道府県は、基本方針に即して、「基本計画」を定めることができる。この場合、関係市町村及び主務大臣に協議しなければならない。
- ウ 基本方針に基づいて実施される活用行事については、次のような通訳案内業法及び中小企業信用保険法の特例が適用される。
 - (a) 運輸大臣の認定を受けた者は、活用行事の実施期間に限り、外国

人観光客に対して報酬を受けて通訳案内ができること。

- (b) 活用行事に関連する事業を行う中小企業者を対象として、中小企業者一人当たりの保証限度額の引き上げ等の措置を講ずること。
- エ 国及び地方公共団体は、活用行事等の実施主体に対し、必要な助言、指導その他の援助に努めなければならない。
- オ 主務大臣は、民法法人を「活用行事等支援実施機関」(活用行事等の実施に関する情報の収集・提供、資金の支給その他の援助等の事業を実施)として指定することができる。

三、文化庁としての対応

地域伝統芸能等を活用した行事の実施により、次第順序、芸能、衣装・

用具等などの面で影響が及ぶ場合が想定できるので、当該地域伝統芸能等の文化財としての本質が損なわれることのないように指導していくこと。

イ 本法は、観光及び特定地域商工業の振興を目的とするものであるが、地域伝統芸能等を活用した行事の実施を通して、地域伝統芸能等の公演機会の増加及びそれに伴う保存団体の一層の活性化、地域伝統芸能等に対する国民の理解の促進等、地域伝統芸能等の振興に配慮していくこと。なお、地域伝統芸能等の振興それ自体については、文化財保護法に基づき、今後、積極的な施策を展開していくこととしていること。

編集後記

臨時教育審議会の答申でも、情報化に対応した教育を進めるに当たっては情報化の光と影を明確に踏まえ、影の部分を補うような十全な取組みが必要である旨指摘されている。芸術の分野においても、情報機器の発達に対応した情報機器の活用方法の研究を進める必要があるとともに、芸術家と観客の双方について、間接経験の肥大化その他、情報化のマイナスイ面にも対応していくことが必要となっている。特に、芸術を享受する側については、国民一人ひとりが年齢や居住地の区別なく、生の芸術に親しむ機会が拡充され、優れた芸術鑑賞者が着実に増加していくことが期待される。

「文化庁月報」十月号

(通巻第二八九号)

平成4年10月25日印刷・発行

編集文化庁

〒100 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
発行所 株式会社 ぎょうせい

本社 東京都中央区銀座7丁目4番12号
営業所 東京都新宿区西四町4-1-2

電話 (03) 3268-2241 (代表)

振替口座 東京 九一六一番

印刷所 銀行政学会印刷所

■定期購読のおすすめ

本誌のご購読のお申し込みは、直接弊社の本・支社、あるいは最寄りの書店へお申し込みください。

定価一九〇円(本体一八四円)(送料四六円)
年間購読料二、二八〇円(税込)

広告の問合せ・申込み先

株式会社 ぎょうせい 営業第二課・宣伝係
☎(03)3269-4145 (ダイヤルイン)

●本誌は、文化庁の編集により発行しておりますが、掲載文は、あくまで個人の責任において、自由に書くことを建前としております。したがって本誌の見解は、文化庁の見解ではありません